# 意見書

平成25年8月2日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課 御中

> 郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

東京都港区東新橋一丁目9番1号 住 所

(ふりがな) ぴーぴーかぶしきがいしゃ

名 ソフトバンクBB株式会社 氏

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 かぶしきがいしゃ

(ふりがな)

氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317 とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

東京都港区東新橋一丁目9番1号 住 所

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

東京都港区東新橋一丁目9番1号 住 所

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

名 株式会社ウィルコム 氏

だいひょうとりしまりやくしゃちょう みやうち けん 代表取締役社長 宮内 謙

「スマートフォン安心安全強化戦略」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

# 別紙

このたびは、「スマートフォン安心安全強化戦略」(案)(以下、「提言」という)に関し、 意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い 申し上げます。

#### 1. 概括的意見

はじめに、本提言に示された「スマートフォン プライバシー イニシアティブII」、「CS 適正化イニシアティブ」及び「スマート ユース イニシアティブ」につきまして、概括的な意見を述べさせて頂きます。

### (1) 「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」について

スマートフォン時代においては、サービス提供者の多様化が進展することにより、利用者利便のより一層の向上が期待できる反面、セキュリティやプライバシー等、従来とは異なる課題に利用者が直面することが想定されます。このような状況下において、安心・安全な利用環境を確保すべく、各種サービス提供者に新たな配慮を求める等、業界としての取組を推進することは意義があるものと考えます。なお、スマートフォンのサービス提供にあたっては、国内企業のみならず、海外企業が重要な役割を果たしていることを踏まえると、官民連携の上、これら海外企業に対しても本提言に沿った取組を促していくことも必要と考えます。

他方、現実的には、サービス提供に関わる全てのプレイヤーに各種取組の遵守徹底を期待することは困難であり、また前述のようなスマートフォンの特性から、携帯電話事業者の取組でそれらの欠落部分をカバーすることも難しい状況にあることも事実です。従って、各種サービス提供事業者による相互補完を促すとともに、サービス提供者側での取組には限界があるとの前提に立ち、様々な関係者による利用者側のリテラシー向上に向けた取組を推進していくことが必要と考えます。

#### (2) 「CS 適正化イニシアティブ」について

電気通信サービスにおける利用者利益の確保・向上は、電気通信事業者の社会的責務であるとの認識のもと、これまでも広告表示や営業活動の適正化等、自主的取組を行っているところです。今後も、本提言における苦情・相談が増加傾向にある旨の指摘を真摯に受け止め、必要な対応については業界並びに個社として精力的に取組んでいく考えです。

なお、今後の取組による効果の最大化を図るためには、それぞれの施策の有効性や実現容易性等の諸要素を勘案の上、優先順位を決定し、個別の取組を具体化・推進していくことが重要であると考えます。

本提言においては、今後の方向性として、多岐に渡る施策案のパッケージが示されていますが、前述の取組の優先順位付けや具体化にあたっては、当該方向性が示されるに至った背景でもある苦情・相談(PIO-NET において把握されている苦情・相談)の実態をより客観的且つ仔細に把握していくことが求められます。PIO-NET のデータについては、本提言の中でも傾向分析等が示されているところではありますが、当該データにおける個別の苦情相談内容や件数のカウント方法(複数サービスに跨る苦情相談のカウント方法や相談発生時とカウントの時期ずれの有無等)等については明らかでない部分も多く、必ずしも業界内で十分な分析が尽くされ、苦情相談内容について共通理解が形成されているとは言い難い状況にあると認識しています。今後、高度化・多様化していく通信サービスへの苦情・相談内容を適宜察知し、タイムリーな対策を打ち出していくためにも、PIO-NET のデータについては、総務省殿より、国民生活センター殿及び全国の消費生活センター殿に働きかけを実施頂く等により、事業者等業界に対し、詳細開示がなされることを要望します。

なお、各種施策を行う結果、特定の側面においては、利用者にとってプラスの影響を及ぼす場合であっても、当該施策の副作用やトレードオフにより、他の側面で利用者負担の増加や利便性の低下が生じてしまう懸念も存在します。従って、これらの点についても十分留意した上で最終的な施策の実施判断や実施タイミングの検討を行うべきと考えます。

また、「今後の方向性」として挙げられている広告表示や料金プラン等のテーマについては、各々、利用者保護に配慮して業界内で検討されるべきものであることは言うまでもありませんが、他方、それらが利用者に恩恵をもたらす事業者間の競争の源泉でもあることにも留意が必要です。従って、これらのテーマについて、あるべき環境整備を図る上では、事業者の創意工夫によるビジネスモデルを阻害しないよう十分に配慮頂くことも必要であると考えます。

## (3) 「スマート ユース イニシアティブ」について

「スマートフォン プライバシー イニシアティブII」への概括的意見において前述したとおり、スマートフォン時代においては、サービスの進展等とともに、従来とは異なる課題に利用者が直面することが想定され、業界並びに関係者がそれらを十分に配慮しつつ、各種取組を推進していくことが求められています。特に、青少年等の安心・安全な利用環境整備のためには、ソーシャルメディアの進化や公衆無線 LAN をはじめとするネットワーク形態の多様化等、近年におけるサービス環境の特徴を十分に意識して取り組んでいく必要があると考えます。

弊社としては、上述の目的のため、引き続き、各種取組の推進に努めていく考えですが、 通信事業者が垂直統合的にアプリケーションやネットワーク等、一定程度コントロール可 能であったフィーチャーフォンのビジネスモデルとは異なり、スマートフォン時代におい ては、携帯電話事業者をはじめ、特定のプレイヤーが関与できるビジネス領域は限定的と なる傾向があります。 従って、単一のプレイヤーのみで抜本的に問題解決を図ることは非常に困難であるとの前提に立ち、各種課題に対処する必要があり、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II 」のテーマ同様、多様なプレイヤーによる相互補完、さらには利用者サイドの関係者(青少年、その保護者及び教育機関等)の積極的な関与等が不可欠となってくるものと考えます。

#### 2. 個別意見

前項の概括的意見も踏まえ、次頁以降にて、本提言の各章に対する弊社意見を述べさせ て頂きます。

頁	項目	該当部分	意見
3 7	第 I 部第3章	何らかの形でアプリケーションの検証を	アプリケーションの第三者検証にあたり、別途第三者検証
	1概要	行う民間事業者や団体がすでに存在して	を行う団体を新設することは、既に検証を開始している民間
		おり、それらの能力や知見を活用するこ	事業者や団体が存在していることを踏まえると、要する時
		とが適切と考えられること。	間・費用面等で非効率です。従って、既存の民間事業者・団
			体の能力や知見を活用しようとする本提言の方向性は適切と
			考えます。
4 5	第 I 部第3章	第三者検証の主体としては、OS 提供事業	第三者検証の主体として期待される事業者として、0S 提供
	3 利用者情報に関	者や移動体通信事業者及びゲーム等のコ	事業者、移動体通信事業者、ゲーム等のコンテンツ配信事業
	する第三者検証	ンテンツ配信事業者がアプリケーション	者が列挙されていますが、そのビジネス形態等により検証可
		提供サイトを運営し利用者との接点とな	能な深度には差異が存在します。これらの事業者に一律で一
		るプラットフォームを提供する場合、大	定の検証レベルを求めることはビジネスを阻害する要因にな
		きな役割を果たす事が期待される。	り得、結果として利用者利便を損なうことから、各事業者に
			よる対応の差異は許容されるべきであると考えます。
5 1	第 I 部第3章	既に利用者がスマートフォンにインスト	本項(6)「利用者支援・検証支援のためのアプリケーション
	4 今後の具体的措	一ル済みのアプリケーションについても	やウェブサイト等の検討」において、既に利用者がスマート
	置	確認し、問題が発見された場合アプリケ	フォンにインストール済みのアプリケーションに問題が発見
	(6)利用者支	ーションアンインストールを含めた対応	された場合、アプリケーションのアンインストールを含めた
	援・検証支援のた	ができるように支援できることが望まし	対応ができるように支援できることが望ましい旨の記載がさ
	めのアプリケーシ	い。	れていますが、利用者自身がトラブルに対して自発的に対応
	ョンやウェブサイ		できる能力を育成する観点からも、利用者自身によるアンイ
	ト等の検討		ンストールを前提とし、本支援内容はあくまで利用者への情

頁	項目	該当部分	意見
			報提供を主とすべきであると考えます。
5 3	第 I 部第 4 章	サービスについて知見を有する関係事業	スマートフォン時代においてはサービスのボーダレス化が
	1基本的考え方	者等が自らの責任として、「スマートフォ	一層進み、アプリケーション提供者も国内企業に限定されま
		ン プライバシー イニシアティブ」第	せん。このような状況下では、全てのアプリケーション提供
		6章等の内容も踏まえつつ、利用者への	者による行動遵守が徹底され、利用者への十分な配慮がなさ
		情報提供・周知啓発を推進し、利用者の	れることを期待するのは現実的ではなく、例えば、プライバ
		リテラシー向上を図っていくことが重要	シーポリシーを適切に表示しないアプリケーション提供者の
		である。	存在等も、今後一定程度想定されます。従って、安心・安全
			な利用環境の確保のためには、情報の発信者側ではなく受信
			者側である利用者におけるリテラシー向上が極めて重要性を
			持つとの認識の下、アプリケーション提供者への啓発ととも
			に、様々な関係者による利用者側へのリテラシー向上施策を
			積極的に進める必要があると考えます。

頁	項目	該当部分	意見
1 2 9	第Ⅱ部第4章	広告表示等において実測値を表示・併記	サービス品質・エリア等の告知活動においては、これまで
	1 利用者視点を踏	することも含め検討を進めることが必要	も事業者における創意工夫により、利用者にわかりやすい情
	まえたサービス品	である	報の提供を行う等、適正な広告表示を心がけてきました。ま
	質・エリア等の表	(略)	た、業界としても、広告表示自主基準の改訂を適宜行い、環
	示	より利用者の実感になじむ算出方法を利	境変化等に応じた業界基準の整備と遵守に努めているところ
		用するように統一していくことが望まし	です。本提言において触れられている通信速度や人口カバー
		いと考えられる。	率についても、引き続き、市場環境や技術動向等を踏まえ、
			利用者の実感に近い表示方法を工夫する等、利用者視点に立
			った取組を行っていく考えです。
			なお、行政等において新たな広告表示基準等を策定するに
			あたっては、主に下記の点に留意して頂くことを要望します。
			– 事業者の創意工夫による告知活動の萎縮や技術の進展
			等による告知手法の陳腐化を回避すべく、必要以上に
			過度な基準策定(例:画ールール以外での品質告知を
			認めない、全てのサービスに統一基準を強制的に義務
			付ける等)は行わないこと
			- 特定事業者に対する有利・不利が生じない中立的で客
			観的な基準とすること
			例えば、通信速度の実測値においては、測定時期(昼夜の
			別、日々のネットワーク整備や技術の進展の影響等)、測定環
			境(測定エリアの違い等)、測定対象の範囲(対象母数等)に

頁	項目	該当部分	意見
			より、大きくその結果が変動することが想定され、適正性を
			欠く基準や不透明な基準が採用された場合、利用者の実感と
			の乖離が大きく生じる、または事業者間での有利不利が生じ
			る等により、却って利用者利便を損なう懸念が生じるものと
			考えます。従って、基準策定の際には、検討されたルールの
			妥当性を検証するプロセスを十分設ける等、慎重な対応が求
			められるものと考えます。
1 3 1	第Ⅱ部第4章	自動更新そのものについて、長期間利用	期間拘束・自動更新付契約については、携帯電話サービス
	2 利用者のニーズ	者を拘束する契約の妥当性といった観点	において更新時期を知らせるプッシュ型の通知サービスの導
	に応えるサービス	から、海外の法整備の動向等も踏まえ、	入を行う等、自主的な取組を開始しています。
	設計等の検討	状況を注視しつつ、今後の検討課題とす	なお、本提言において、期間拘束・自動更新付契約の在り
	(2)期間拘束・	る。	方そのものについて、今後の検討課題とすべきであるとの指
	自動更新付契約		摘の存在が示されていますが、前述のとおり、料金プランの
			在り方等については、事業者間の競争の源泉でもあり、個別
			事業者の創意工夫によるビジネスモデルが阻害されることに
			より、却って利用者利便の低下を招く懸念も存在します。例
			えば、弊社における料金プランについては、期間拘束の有無
			により、料金水準の変更を行っている(期間拘束有りの場合、
			利用者料金が低廉となる)サービスが存在し、特定のサービ
			ス設計が否定されれば、こうしたサービスの多様性による利
			用者利便の確保が困難となることも想定されます。
1 3 4	第Ⅱ部第4章	住宅、自動車、金融(銀行、生命保険、	業界団体としてのコールセンター(以下「業界コールセン

頁	項目	該当部分	意見
	7業界団体として	損害保険)、共済、家電等主要な業界にお	ター」) については、本提言をとりまとめた「スマートフォン
	のコールセンター	いて共通的な消費者対応窓口を設置して	時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」に
	の設置	いる状況である。電気通信事業は、市場	おいても十分な議論がなされているとは言い難い状況です。
		規模が拡大し、国民の生活に密接に関わ	従って、今後、業界コールセンターの設置有無を検討する場
		るとともに、サービスが高度化・複雑化	合には、改めて、設置の目的・役割、得られる効果等につい
		し、苦情・相談も増加傾向にある中、業	て業界内で議論していくことが必要です。
		界をあげての取組が要請されていること	なお、業界コールセンターの担う役割や規模の大小にも依
		から、電気通信業界としてのコールセン	りますが、苦情・相談を行う利用者がたらい回しとなり、結
		ターの設置が適当との強い指摘がある。	果的に利用者利益に反する結果を生じることがないか等の検
		電気通信業界としての責務を果たして	証や、発生する人的・経済的課題、契約者情報の取扱い等運
		いくとの姿勢で、直接的に利用者からの	用上の課題の解消が可能か等の検討もなされるべきと考えま
		苦情・相談状況を把握し、透明性を確保	す。
		しつつ、適切な対応を行い、業界全体と	仮に、本提言にあるような、消費生活センター殿に入電す
		しての消費者保護に係る取組の底上げを	る苦情・相談を直接電気通信事業者が受けることにより、「直
		図るため、まずは、設置の検討に当たっ	接的に利用者からの苦情・相談状況を把握」することを目的
		ては、苦情・相談の多い「光ファイバー」、	とするのであれば、前述の PIO-NET のデータ開示や各電気通
		「携帯電話サービス」及び「モバイルデ	信事業者が個別に受ける苦情・相談の集約等が代替的な解決
		一タ通信」を念頭に、業界共通的な消費	策となり得る可能性も存在するため、目的に沿った最適解を
		者対応窓口の設置を検討することが望ま	業界として見出していくことが重要です。
		れる。	なお、本提言の参考資料として、他業界の事業者団体によ
			る消費者対応窓口の設置例が示されていますが、業界あるい
			はサービスの特性を踏まえて、業界コールセンターの設置効

頁	項目	該当部分	意見
			果等を判断することも必要です。一般的に、電気通信サービ
			スに関する利用者からの苦情・相談は、個別のサービスや販
			売等に起因するものが多く、個社毎に解決を図ることが適切
			であるものが大半と想定されること、また、「光ファイバー」、
			「携帯電話サービス」及び「モバイルデータ通信」を対象と
			した場合、利用者の契約先の通信事業者が不明等の事例は一
			般的には想定されず、業界コールセンターが受け皿として機
			能するケースは限定的となる可能性が高いこと等についても
			考慮が必要と考えます。
1 3 7	第Ⅱ部第4章	このように利用者からの苦情・相談の件	本検討の前提として、「利用者からの苦情・相談の件数が高
	10制度的な対応	数が高止まり傾向にあることからすれ	止まり傾向にある」ことが示されていますが、前述の通り、
	の検討	ば、従来の延長線上にある自主的な取組	PIO-NET のデータにおける個別の苦情相談内容や件数のカウ
		だけでは足りず、電気通信事業法におけ	ント方法(複数サービスに跨る苦情相談のカウント方法や相
		る消費者保護ルールを見直し、所用の規	談発生時とカウントの時期ずれの有無等)等については明ら
		定を設ける等の制度的な対応の検討に着	かでない部分も多く存在することから、総務省殿より、国民
		手すべきである。	生活センター殿及び全国の消費生活センター殿に働きかけを
			実施頂く等により、まずはこれらの詳細開示がなされること
			を要望します。
			また、制度的な対応を検討するにあたっては、過度なルー
			ルが利用者利便を却って損なうことにならないか、十分な配
			慮が必要です。仮に、特定商取引に関する法律相当の規定を
			設ける場合、特定のサービスについて、事業者による販売方

頁	項目	該当部分	意見
			法の見直しが生じ、サービスの即時利用が不可となる等、結
			果的に利用者の利便性を損なうケースも考えられます。従っ
			て、PIO-NET データの詳細分析等も実施の上、制度的対応の
			範囲を慎重に検討していくことも必要と考えます。
			加えて、料金プランや広告表示等については、本提言にも
			示されているとおり、「事業者間・サービス間競争の進展・変
			化や競争政策とも密接に関連を有する」等の理由から、事業
			者の創意工夫による自由なビジネスモデルを阻害しないよ
			う、慎重な検討を行って頂くことを要望します。

頁	項目	該当部分	意見
167	第Ⅲ部第1章	①青少年有害情報フィルタリングの普	本項(2)に記載されているとおり、青少年インターネット
	2スマートフォン	及・閲覧防止措置(フィルタリングの普	環境整備法においては、フィルタリングの普及及び青少年の
	のアプリケーショ	及等)	リテラシー向上が両輪であることから、一方に偏った施策は
	ン利用における課	②青少年がインターネットを適切に活用	適当ではありません。また、いずれの点においても一部の関
	題	する能力の習得(リテラシーの向上)	係者による取組だけでは十分でなく、全ての関係者による相
	(2)青少年イン	を民間主導かつ国等の支援により対応す	互補完を図っていくことが必要と考えます。
	ターネット環境整	ることが、スマートフォン時代において	
	備法上の2つの課	も、青少年保護を図る上で引き続き重要	
	題	な課題である。	
175	第Ⅲ部第2章	スマートフォンのフィルタリング環境を	概括的意見として述べたとおり、スマートフォンにおいて
	2スマートフォン	一層整備することを通じて、青少年が安	は様々なレイヤーの事業者が関与してサービスを提供してい
	のフィルタリング	全に安心してスマートフォンを利用でき	るため、一部の事業者による取組では完全なフィルタリング
	環境の一層の整備	る環境を整備するためには、関係事業者	環境の整備は成し得ません。本提言においては、通信事業者、
	のために必要な対	や保護者がそれぞれの役割を的確に認識	第三者機関、アプリケーション提供事業者、コンテンツ配信
	応	し、相互に連携しながら必要な取組を推	事業者、及び保護者・青少年に期待される取組が示されてい
		進することが求められる。	るところですが、これらに限定することなく、幅広い関係者
			による取組の推進が必要と考えます。具体的には、OS 提供事
			業者、端末提供事業者、インターネットサービスプロバイダ
			一、保護者・青少年と接する機会を多く持つ学校等青少年の
			教育機関等他の関係者に対しても、必要な取組を具体化し、
			適宜協力を求めるべきと考えます。

頁	項目	該当部分	意見
181	第Ⅲ部第3章	従来の携帯電話の時代と異なり、スマー	本章1項の課題に示されているとおり、水平分業型サービ
	1スマートフォン	トフォンの場合は(略)水平分業型サー	スというスマートフォンの特性を踏まえた利用者リテラシー
	時代に適応したリ	ビスとして提供されている。(略)安心・	の向上や、スマートフォン以外のインターネット接続デバイ
	テラシーの向上の	安全に利用するためには、利用者自らが	スの普及等に対応する多様な関係者による取組が今後一層重
	取組	平素から情報を収集し、高いリテラシー	要になるものと考えます。
		を持つ必要性がかつてなく高まってい	また、これらリテラシーの実態把握や重要な啓発分野の特
		<b>る</b> 。	定等を行う観点から、今後も継続的に ILAS に係るテストを実
			施していくことに賛同します。

以上